

## 資産管理ソフトウェアの構築に係る調達仕様書

本仕様書は、常総市立小中学校 I C T 環境更新事業における資産管理ソフトウェアの構築（以下「本業務」という。）について、基本的な考え方を示したものである。

したがって、本仕様書に明記していない事項でも、本業務の目的を達成するために、効果的な取り組みと認められるものは、上限額の範囲内で追加提案することも可能である。

### 1. 本業務の概要について

#### (1) 業務名

常総市立小中学校 I C T 環境更新事業における資産管理ソフトウェアの構築

#### (2) 業務目的

校務端末における起動・終了、操作、アプリケーション利用、ファイルアクセス、インターネット閲覧及びデバイス利用等並びにネットワーク機器の状況等、様々な情報を監視し、ログとして記録することで、情報漏えい対策、情報機器の適正な管理及び情報管理業務の効率化を図る。

#### (3) ライセンス数

クライアントライセンス：510

※サーバライセンス等その他必要なライセンスを導入すること。

#### (4) 業務概要

本市に適した資産管理ソフトウェアを構築するとともに、構築及び利用期間中、下記を実施すること。なお、資産管理ソフトウェアは

- ①初期設定作業
- ②校務端末へのインストール作業支援
- ③校務端末登録作業支援
- ④プリンタ及びネットワーク機器等登録作業支援

※ I P アドレスを保有している機器は原則登録を想定

- ⑤デバイス登録支援
- ⑥バージョンアップ対応（年1回以上を想定）
- ⑦セキュリティパッチの適用及びアップデートの配信
- ⑧必要なドライバ及びソフトウェアの配信
- ⑨操作履歴等ログの保管・管理

## 2. 本事業の実施要件について

### (1) 資産管理ソフトウェアの導入

#### ①基本要件

以下の要件を満たすこと。

- ・校務系ネットワークに接続している端末、プリンタ及びネットワーク機器等ハードウェア及び端末等にインストールされているアプリケーション等 I T 資産を管理できること。なお、学校毎等カテゴリ分けし、管理ができること。
- ・I T 資産の情報は自動収集されること。
- ・W E B やアプリケーション等の通信、ファイルの操作、接続されたネットワーク等のログの収集ができ、検索や分析ができること。また、CSV 等でログの出力ができる。なお、ログについては、30日以上保存できる環境を構築すること。
- ・セキュリティパッチの適用及び Windows アップデートの配信が行えること。
- ・デバイスを学校毎に管理するとともに、使用制限ができること。
- ・校務系端末に対して、管理者からリモート操作が行えること。
- ・校務系端末へソフトウェアやドライバの配信インストールができる。その際スケジュール登録をできること。
- ・資産管理情報やログについては、バックアップデータを保持することとし、復元可能な体制を構築すること。
- ・クラウドサービスを積極的に採用することが望ましい。

#### ②機能要件

以下の機能を有していること。なお、有していない機能がある場合は、代替案を提案すること。

	機能名	概要
1	I T 資産管理機能	端末、プリンタ、ネットワーク機器等同ネットワークセグメントにあるハードウェア及び端末等にインストールされているアプリケーションを自動収集でき、一覧で管理することができる。なお、機器種別、ネットワーク機器名、I P アドレス、M A C アドレス、システム製造元等の情報を自動で収集できること。
2	ソフトウェア配布機能	指定した端末や学校毎等グループに対して、アプリケーションを配布・自動インストールすることができる。

		と。
3	ログ管理機能	操作ログ（起動・終了ログ / ファイル操作ログ / Web アクセスログ / 送信メールログ 等）を自動で収集し、複数の条件で検索することが可能であること。 なお、CSV等で出力が可能であること。
4	バックアップ機能	バックアップ機能を有しており、復元できる機能を有していること。
5	端末機制限機能	指定したアプリケーションの利用禁止や印刷禁止等端末や学校毎グループに対して特定の操作を禁止することができるうこと。
6	デバイス管理機能	USB デバイスやメディア等デバイスの管理が端末や学校毎グループにでき、読み取り専用や使用禁止などを柔軟に設定が可能であること。 シリアルが取得可能な記憶媒体毎に管理することができるうこと。
7	リモート操作機能	クライアント PC に対して、管理者から遠隔でリモート操作することができるうこと。 なお、操作画面を隠しながら遠隔操作が可能であること。
8	アラート機能	端末で特定の操作を行った際、管理者や利用者へメール又はポップアップ通知等アラートが表示されること。なお、アラートログとして保持されること。

### ③構築要件

当市で活用するために、下記を実施すること。ただし、クラウド版を導入する場合は、必要ではない作業については、実施しないものとする。

- ・管理者インストーラ及びクライアントインストーラの作成
- ・次期環境で利用予定である、校務端末、プリンタ及びネットワーク機器等の同ネットワークセグメントに接続された情報機器を登録する。
- ・初期作業として、現在、許可しているUSBデバイス等の登録を行うとともに、当市の要求する設定にて登録を行う。
- ・デバイスの利用において、ワークフローシステムを構築し運用していくことが望ましいと考えられる場合は、環境を構築すること。

## (2) 運用支援

- ①ソフトウェアのバージョンアップがあった場合、市と協議の上、バージョンアップを行うこと。
- ②Windows アップデート及びセキュリティパッチ等の配信において、支援を行うこと。
- ③障害や問合せに対応すること。